

学部 年
保 護 者 殿

山梨県立富士見支援学校旭分校長

学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

お子様は、学校において予防すべき感染症にかかったと医師から診断を受けました。

つきましては、学校保健安全法により出席停止としますので、医師の許可が出るまでは医師の指示に従い療養してください。

なお、医師の許可が出た場合、医療機関で「登校許可書」に記入していただき、「学校において予防すべき感染症に関する報告書」には保護者が記入し、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症の出席停止期間は次のとおりです。

分類	種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症（*） 感染症胃腸炎（嘔吐下痢症）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）、RSウイルス感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病	必要に応じ学校長、学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができる疾患です。医師より診断された場合には、学校にご相談ください。

登 校 許 可 書

山梨県立富士見支援学校旭分校長 殿

児童生徒氏名 _____

病 名 (_____)

療養期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

疾病が治癒・軽快し、感染の恐れがなくなりましたので、 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

校 長	副 校 長	教務主任	保健主事	学部主事	学年主任	担 任

学校において予防すべき感染症に関する報告書

令和 年 月 日

山梨県立富士見支援学校旭分校長 殿

____ 学部 年

児童生徒名 _____

保護者名 _____ 印

学校において予防すべき感染症により次の期間療養していましたが、別添のとおり感染の恐れがなくなり、登校が許可されましたので報告いたします。

病 名	
医療機関名	
療養期間 (出席停止)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日